

ID: 62

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	利用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	八頭町社会体育施設条例 第10条第1項		
例規番号	平成17年条例第92号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(利用許可の取消し等)</p> <p>第10条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき又は体育施設の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正な行為により利用の許可を受けたとき。</p> <p>(3) 利用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。</p> <p>(4) 公益を害し、風俗を乱すおそれがあると認められるとき。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会において適当でないとき。</p> <p>2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、町は、その責めを負わない。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文及び八頭町暴力団排除条例第7条の規定による。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 町長、八頭町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、町が設置し、又は管理する公共施設(附属施設を含む。)が暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公共施設の使用の許可をせず、又は当該使用の許可を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成26年7月1日	最終変更年月日	年 月 日